

第402回南国市議会臨時会会議録

南国市告示第60号

平成30年4月19日

南国市長 平 山 耕 三

第402回南国市議会臨時会を次のとおり招集する。

記

1. 期 日 平成30年4月26日

2. 場 所 南国市役所 5階議場

3. 付議事件

- (1) 南国市税条例等の一部を改正する条例
- (2) 南国市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- (3) 南国市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例
- (4) 平成29年度南国市一般会計補正予算の専決処分の承認について
- (5) 損害賠償の専決処分の報告について

第1日 平成30年4月26日 木曜日

出席議員

1番 神 崎 隆 代	2番 植 田 豊
3番 浜 田 憲 雄	4番 山 中 良 成
5番 岩 松 永 治	6番 西 川 潔
7番 土 居 恒 夫	8番 高 木 正 平
9番 有 沢 芳 郎	10番 中 山 研 心
11番 前 田 学 浩	12番 村 田 敦 子
13番 岡 崎 純 男	14番 小笠原 治 幸
15番 野 村 新 作	16番 浜 田 和 子
17番 浜 田 勉	18番 土 居 篤 男

19番 福田 佐和子

20番 西岡 照夫

21番 今西 忠良

＊

欠席議員

なし

＊

出席要求による出席者

市長	平山 耕三	副市長	村田 功
参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長	西山 明彦	参事兼財政課長	渡部 靖
参事兼企画課長	松木 和哉	情報政策課長	原 康司
危機管理課長	山田 恭輔	税務課長	高野 正和
市民課長	崎山 雅子	子育て支援課長	田内 理香
長寿支援課長	島本 佳枝	保健福祉センター 所長	高橋 元和
環境課長	谷合 成章	農林水産課長	古田 修章
商工観光課長	長野 洋高	建設課長	西川 博由
地籍調査課長	横山 聖二	都市整備課長	若枝 実
上下水道局長	橋詰 徳幸	会計管理者兼 参事兼会計課長	橋田 裕子
福祉事務所長	岩原 富美	教育長	大野 吉彦
教育次長兼 学校教育課長 監査委員局長	伊藤 和幸	生涯学習課長	中村 俊一
	細川 千秋	農業委員会 事務局局長	土橋 愛

＊

議会事務局職員出席者

事務局長	秋田 節夫	次長	公文 知子
書記	門脇 智哉		

＊

議事日程

平成30年4月26日 木曜日 午前10時開議

第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

- 第3 議案第1号 南国市税条例等の一部を改正する条例
- 第4 議案第2号 南国市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第3号 南国市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例
- 第6 報告第1号 平成29年度南国市一般会計補正予算の専決処分の承認について
- 第7 報告第2号 損害賠償の専決処分の報告について

—————*—————

本日の会議に付した事件

日程第1より日程第7まで

—————*—————

午前10時3分 開会・開議

- 議長（岡崎純男） これより第402回南国市議会臨時会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

—————*—————

会期の決定

- 議長（岡崎純男） 日程第1、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

—————*—————

会議録署名議員の指名

- 議長（岡崎純男） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、西川潔議員及び野村新作議員を指名いたします。

—————*—————

- 議長（岡崎純男） 市長より議案の送付がありましたので、お手元へ配付いたしました。

.....
30南総第13号

平成30年4月26日

南国市議会議長 岡崎 純 男 様

南国市長 平 山 耕 三

第402回南国市議会臨時会の議案の送付について

第402回南国市議会臨時会に提出する議案を別紙のとおり送付します。

議案第1号 南国市税条例等の一部を改正する条例

議案第2号 南国市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第3号 南国市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例

報告第1号 平成29年度南国市一般会計補正予算の専決処分の承認について

報告第2号 損害賠償の専決処分の報告について

.....

—————*—————

議案第1号から議案第3号まで、報告第1号、報告第2号

○議長（岡崎純男） この際、議案第1号から議案第3号まで及び報告第1号、報告第2号、以上5件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔平山耕三市長登壇〕

○市長（平山耕三） おはようございます。第402回南国市議会臨時会の開催をお願いしましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中御参集いただき、まことにありがとうございます。

早速でございますが、今期臨時会に提案いたしました議案3件、報告2件につきまして、順次提案理由を申し述べたいと思います。

議案第1号南国市税条例等の一部を改正する条例、地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）並びに当該法律の施行に伴う政令及び総務省令が、平成30年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、南国市税条例（平成6年南国市条例第19号）及び南国市税条例の一部を改正する条例（平成27年南国市条例第29号）の一部を改正するものであります。

主な改正の内容は、固定資産税の負担調整措置の延長、給与所得控除及び年金所得控除の引

き下げに伴う基礎控除の同額引き上げ並びに平成30年10月1日以降のたばこ税の税率の段階的な引き上げであります。

議案第2号南国市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）による国民健康保険税に係る地方税法（昭和25年法律第226号）の改正規定が平成30年4月1日に施行されたこと、及び地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第125号）が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

主な改正の内容は、国民健康保険における財政責任主体が県に変更されたことに伴う定義の変更及び課税限度額の引き上げであります。

議案第3号南国市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例、平成30年度から、市立中学校において運動部活動指導員を任用するにあたって、その報酬及び費用弁償について定める必要があることから、本条例の一部を改正するものであります。

報告第1号平成29年度南国市一般会計補正予算の専決処分の承認について、3月補正予算後に額が確定したことにより平成29年度地方交付税1億5,563万6,000円を増額し、これを財源として財政調整基金繰入金7,903万1,000円及び退職手当基金繰入金7,660万5,000円を減額いたしました。

また、津波避難対策等加速化臨時交付金979万9,000円を減額し、防災対策加速化基金積立金979万9,000円を減額計上する補正予算の専決処分を行ったものであります。

繰越明許費といたしましては、土木費関係で1事業200万円を追加計上し、災害復旧費関係で1事業を変更計上いたしました。

報告第2号損害賠償の専決処分の報告について、平成30年3月11日午後0時30分頃、南国市岡豊町八幡757番4付近の市道八幡南1号線上を走行中の車両に、当該道路の側溝を覆うコンクリートの蓋が跳ね上がったことにより損傷を与えたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されている事項について、8万3,600円の損害賠償の額を専決処分いたしました。

つきましては、同条第2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

なお、損害賠償額につきましては、その全額を全国市有物件災害共済会から支払うものであります。

以上をもちまして、私からの提案理由の説明を終わります。何とぞ御審議の上、適切な議決

を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡崎純男） これにて提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第1号の質疑を許します。質疑はありませんか。19番福田議員。

〔19番 福田佐和子議員発言席〕

○19番（福田佐和子） 議案第1号南国市税条例等の一部を改正する条例について、1点だけお尋ねをしたいと思います。

この中身にはたくさんの改正項目があるわけですが、今回の改正にかかわる市民にとってどのような影響が出てくるのかお聞きをいたします。

○議長（岡崎純男） 税務課長。

〔高野正和税務課長登壇〕

○税務課長（高野正和） おはようございます。福田議員さんの御質問にお答えをいたします。

今回の改正、非常に多岐にわたってございますが、まず固定資産税につきましては、既存の減額処置であります。負担調整措置の延長でございますので、市民に対しての影響は全くございません。

市民税に関しまして、所得課税の部分で、給与所得、公的年金等所得が10万円下がります、その下がった分が基礎控除33万円が43万円に引き上げになりますので、給与所得者、公的年金所得者については税額の増額はございません。ただし、この給与所得、公的年金等所得以外の方、例えば実質給与所得者と同様の境遇にある雇用的自営の方、保険の外交員の方であれば、減額の影響を受けまして税額が下がることとなります。一方で、基礎控除の見直しもありまして、収入が2,400万円超の方については、2,400万円を超えれば基礎控除がなくなります。一定の高所得者の方については、若干の税額の増額をすることとなります。

また、たばこにつきましては、平成30年10月1日、平成32年10月1日、平成33年10月1日と3回に分けて、各1円ずつの増額をする予定となっております。

以上でございます。

○議長（岡崎純男） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 議案第1号の質疑を終結いたします。

議案第2号の質疑を許します。質疑はありませんか。19番福田議員。

〔19番 福田佐和子議員発言席〕

○19番（福田佐和子） 議案第2号国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、1点だけお聞きをしておきたいと思います。

今回の改正では、基礎課税額そして後期高齢者支援金課税額、介護納付金課税の被保険者に対する限度額の引き上げですけれども、今回の引き上げに関して、一般会計からの何らかの市民負担の軽減のための予算は組んでおられるのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（岡崎純男） 福田議員に申しますが、誰に答弁を求めますか。答弁相手を。

○19番（福田佐和子） 申しわけありません。市民課長、お願いします。

○議長（岡崎純男） 答弁を求めます。市民課長。

〔崎山雅子市民課長登壇〕

○市民課長（崎山雅子） 福田議員の御質問にお答えいたします。

今年度予算につきましては、一般会計からの繰り入れ等の措置はしておりません。

以上でございます。

○議長（岡崎純男） 19番福田議員。

○19番（福田佐和子） 今後、県からの納付金がふえるというときに、今後も今回みたいに加入者負担だけになってしまうのか。これまでずっと、一般会計からの繰り入れ、基金を使ってという提案をしてきましたけれども、今後も納付金がふえれば加入者負担になるという方向に今、国保会計上はなっているのでしょうか。そのことをお聞きします。

○議長（岡崎純男） 同じく市民課長ですか。答弁は市民課長ですか。

○19番（福田佐和子） 市民課長、はい。

○議長（岡崎純男） 市民課長。

○市民課長（崎山雅子） 基金または一般会計を使って課税限度額の引き上げに対応するところがございますけれども、基金につきましては、一定残額を残しながら今後の制度改正、県の納付金の増減に対して、市民の急激な負担の増減がないように基金を利用していくということで、課税限度額についてこの基金を利用して対応するということは考えておりません。

以上でございます。

○議長（岡崎純男） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 議案第2号の質疑を終結いたします。

議案第3号の質疑を許します。質疑はありませんか。19番福田議員。

〔19番 福田佐和子議員発言席〕

○19番（福田佐和子） 教育次長にお尋ねをいたします。

議案第3号南国市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例ということで、具体的にはまだ御説明がされておられませんけれども。市立中学校において運動部の部活動指導員を任用するということですのでけれども、まず1点目は、4校のどの部活に任用されるのかお聞きをいたします。

○議長（岡崎純男） 答弁を求めます。教育次長。

〔伊藤和幸教育次長兼学校教育課長登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） おはようございます。福田議員様の御質問にお答えいたします。

学校教育法施行規則の一部を改正する省令によりまして運動部部活動指導員につきましては、実技指導はもとより、大会・練習試合等学校での活動の引率、用具・施設の点検管理、会計管理を含む部活動の管理運営、保護者への連絡、年間・月間の指導計画の作成、生徒指導に係る対応等の職務を行うことができる者とされております。

部活動の指導体制の充実を図ることにより、部活動を担当する教員の支援を行うとともに部活動の質的向上を図り、さらには期待される効果としまして、部活動指導に係る時間を軽減し、教材研究や生徒の面談等の確保、経験のない競技などの指導による心理負担の軽減など、教員の働き方改革の推進をつなげていくことが目的でございます。

御質問にございましたように、本年度は部活動指導員配置促進事業の県の指定を受けまして、運動部部活動指導員の任用をするための整備、そして運動部活動のあり方に関する総合的なガイドラインを作成してまいります。本年度は香長中学校をモデル校に指定しまして、本事業の推進と検証をしてまいりたいと考えております。具体的には、どの部活動にということ、まだ検討しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎純男） 19番福田議員。

○19番（福田佐和子） 具体的にはこれからということですが、最近部活が、大変先生にとっても生徒にとっても負担が重いということが問題になって、外部からの指導員ということになったと思うわけですが、これまでは先生が兼任をされまして授業もしながら指導もするという、大変先生も生徒にとっても負担の重い、時間的にも大変長い時間を費やしていると聞いております。今後、今回の見直しによって、部活の時間の見直し、あるいは専任になれば先生ではない外部から来られるわけですから、時間的に延びるのではないかとというのが懸念を

されてもいるわけですが、そのあたりの部活の中身であるとか時間的な問題、どのように今考えておられるのかお聞きします。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 御質問にお答えいたします。

時間的につきましては、先ほど申し上げましたように、ガイドラインの作成の中で4中学校を代表する校長とも協議をいたしまして、働き方改革の改善ということが求められておりますので、部活動の長時間化ということにつきましては、やはり配慮してガイドラインを作成する必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎純男） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 議案第3号の質疑を終結いたします。

報告第1号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 報告第1号の質疑を終結いたします。

報告第2号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 報告第2号の質疑を終結いたします。

これにて、議案及び報告に対する質疑を終結いたします。

—————*—————

○議長（岡崎純男） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号から議案第3号まで及び報告第1号、以上4件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————*—————

○議長（岡崎純男） これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 討論を終結いたします。

—————*—————

○議長（岡崎純男） これより採決に入ります。

まず、議案第1号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（岡崎純男） 起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（岡崎純男） 起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（岡崎純男） 起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、報告第1号を採決いたします。本案はこれを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、報告第1号は承認することに決しました。

なお、報告第2号は議決の対象となりませんので、念のため申し上げます。

—————*—————

○議長（岡崎純男） この際、4月の人事異動により新しく管理職になられた方に御挨拶をいたしたく、許可いたしますので、御挨拶願います。高野税務課長。

〔高野正和税務課長登壇〕

○税務課長（高野正和） 本年4月の人事異動により税務課長を拝命いたしました高野正和でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日は貴重なお時間をいただき、発言の機会を与えていただきましたことを、岡崎議長を初め、議員の皆様方に厚く御礼申し上げます。

私の配属された税務課の主な業務は、自主財源である地方税の確保でございます。平成29年

度税収につきましては、市税、国保税ともに対前年比で微増となっております。地方税は、行政サービスの提供を行うための財政的裏づけとして、地方自治の根幹をなす業務でございます。適正で公平な賦課徴収を行うため、地方税法等の法令の知識、経験やスキルを身につけるよう職場全体で目指してまいります。

また、徴収部門におきましては、租税債権管理機構など関係団体との連携により、高い徴収率を維持しております。これを継続する一方で、納税相談の折や財産調査により生活困窮が想定される場合は、福祉事務所、社会福祉協議会と連携することにより、生活再建の一助となるよう努めてまいります。

大変微力ではございますが、課員一同、力を合わせて積極的に取り組んでまいりますので、議員の皆様方には御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げまして、新任の御挨拶とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。（拍手）

○議長（岡崎純男） 伊藤教育次長。

〔伊藤和幸教育次長兼学校教育課長登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 改めまして、おはようございます。

4月1日より、教育委員会事務局教育次長を拝命いたしました伊藤和幸と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、税務課長同様に、貴重なお時間をいただきまして、発言の機会を賜りましたことを岡崎議長様を初め、議員の皆様方に心より御礼を申し上げます。

学校教育課指導係に11年間お世話になりまして、このたび3年ぶりに教育委員会事務局に勤務させていただくことになりました。当時お世話になりました皆様に温かい言葉をいただける幸せを感じます一方、当時と違う南国市の教育環境の変化と職責の重大さを痛感する日々でございます。

教育界は、折しも教職員の多忙化による、学校における働き方改革が求められる中、平成32年度には小学校新学習指導要領が、翌33年度には中学校新学習指導要領が全面実施を迎えます。小学校英語や特別の教科道徳への取り組みを初め、主体的で対話的な深い学びのある事業づくりの実現など、日本の教育の大改革とも言われます2020年が間近に迫っております。

こうした転換期こそ、子供たち、教職員がお互いに安心して学び合い、成長をともに喜び合い、家庭、地域に信頼される教育環境づくりが重要だと感じております。

微力な私ではございますが、教育次長として議員の皆様を初め、関係機関の皆様のお力添えを賜りながら、誠心誠意その職責に努めてまいりたいと考えております。御指導、御鞭撻のほ

どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

*

○議長（岡崎純男） 以上で今期臨時会の付議事件は議了いたしました。

これにて第402回南国市議会臨時会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午前10時28分 閉会